「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・ 保存活用計画の策定等に関する指針!の改訂について

地方分権改革提案による対応方針に基づいて「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化 財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(以降、「指針」と示す)の改訂の内容 について以下に整理する。

1. 地方分権改革提案による対応方針

地方分権改革による提案内容及び認定済み地域計画を作成した 78 市町(令和4年7月末時点)の意見を踏まえて、以下の対応方針を提示した。

○文化財保存活用地域計画の作成に係る事務負担の軽減方策を提示(12/20 閣議決定文より) —— | 文化財保存活用地域計画(183 条の3第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減する

ため、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(平31文化庁)を改訂し、<u>作成上重要となる点や計画の構成例の提示</u>、<u>ページ数や作成工程の目安を示すなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。</u>

2. 対応方針に示した指針改訂の内容

対応方針に示した点を踏まえて、指針を以下のとおり改訂した。

(1) 作成上重要となる点や計画の構成例の提示について

- ・「2. 地域計画の記載事項」に示される法第 183 条の 3 第 2 項第 1 ~第 5 号に関する記載事項を明示し、「解説・留意点」においても、各記載事項に従って記載すべき内容を簡潔に示した。(対象頁: PP. 4-6)
- ・「参考資料3」において、これまでに認定した地域計画の事例を踏まえた構成例を明示し、その内容に沿って作成上重要となる点を明確化した。(対象頁: PP.17-25)

(2)ページ数や作成工程の目安について

- ・「参考資料3」で明示した構成例の章ごとに目安となるページ数を示した。なお、想定されるページ数の合計は30ページ程度となった。(対象頁: PP.17-25)
- •「参考資料 5」において、作成工程の目安となる 2 年及び 3 年の作成スケジュールを示した。(対象 頁: PP. 27-28)

(3) その他改訂の内容について

- ・指針の内容を「文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画等」と「保存活用計画」に分け、重要な説明に絞って再構成することで、地域計画等に関する指針の内容を整斉した。
- ・その他、現在の運用に基づいて、更新・修正の必要がある箇所について改訂した。